

郡山市障がい福祉課、保健所保健・感染症課、国民健康保険課
～重度心身障害者医療費助成（後期高齢者医療保険２割
負担の方）についてのお知らせ～

後期高齢者医療制度の改定により後期高齢者医療保険から支給される高額療養費（配慮措置）と重度心身障害者医療費助成額が重複支給（過支給）になる部分があり、調整する必要があるために後期高齢者医療保険から支給される高額療養費（配慮措置）が判明してから重度心身障害者医療費助成いたします。

【高額療養費（配慮措置）対象者】

後期高齢者医療保険の窓口負担割合が２割負担の方かつ重度心身障害者医療費助成受給資格者。

【高額療養費（配慮措置）対象内容】

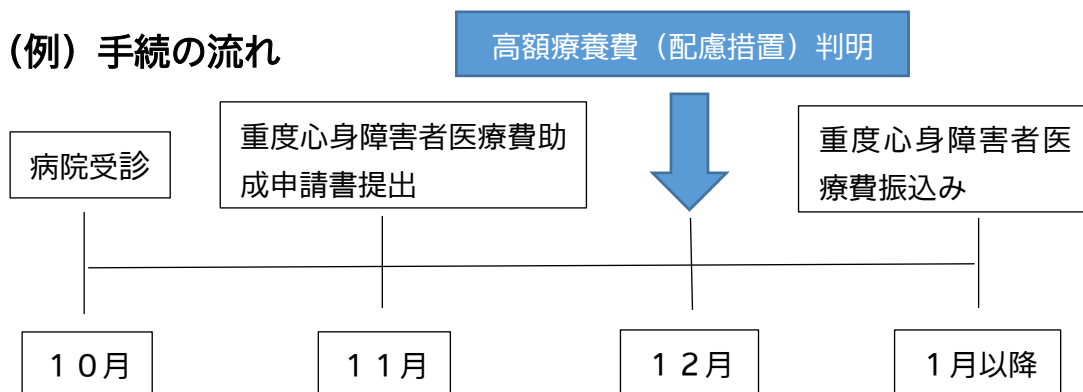
令和４年１０月１日から令和７年９月３０日までの外来医療費について窓口負担割合が２割になったことに対する負担増加額を３,０００円までに抑制する措置。
※ひとつの医療機関等の外来医療費が限度額（１８,０００円）に達している場合は配慮措置対象外。

【重度心身障害者医療費助成振込み時期】

後期高齢者医療保険から支給される高額療養費（配慮措置）が判明後に重度心身障害者医療費助成いたします。助成金の振込みまでの期間につきましては、診療月及び申請書の提出時期によって異なりますが、２か月程度を要する場合がございます。

なお、医療機関等でレセプトの内容修正や再審査等で、更に時間を要する場合があります。

（例）手続の流れ



※裏面もご確認ください。

(例) 助成額

配慮措置が適用され重度心身障害者医療費助成と重複支給になる場合

1 か月の外来医療費全体額が 50,000 円の場合

窓口負担割合 1 割の場合 ①	5,000 円
窓口負担割合 2 割の場合 ②	10,000 円
負担増加額 ③ (②－①)	5,000 円
窓口負担増の上限 ④	3,000 円
配慮措置として後期高齢者医療保険から払い戻し (③－④)	2,000 円

この場合自己負担額は①5,000 円＋④3,000 円＝8,000 円となります。

重度心身障害者医療費助成として医療機関等の窓口にて支払った 2 割の金額② 10,000 円で申請すると 2,000 円重複となることから、後期高齢者医療保険から支給される高額療養費（配慮措置）が判明してから調整の上、重度心身障害者医療費助成いたします。

【お問合せ】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 障がい福祉課 9 2 4－2 3 8 1
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 保健所保健・感染症課 9 2 4－2 1 6 3
- ・ 後期高齢者医療制度について 国民健康保険課
後期高齢者医療係 9 2 4－2 1 4 6